

京都市コンテンツビジネス研究会設置要綱

(目的)

第1条 京都の強みを活かしたコンテンツ産業の発展可能性を検証し、京都市におけるコンテンツ産業振興施策を検討するため、京都市コンテンツビジネス研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、コンテンツ産業に関連する次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 企業及び団体に属する者
- (3) 行政機関（国、京都府、京都市）の関係部局に属する者
- (4) 市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 研究会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選により定める。
- 3 座長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会は、座長が召集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 研究会は、必要があると思われるときは、委員以外の者に対して、会議への出席、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 研究会の事務局は、京都市産業観光局商工部産学連携推進課に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の研究会は、市長が招集する。

